

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県選挙管理委員会

- 福島県知事選挙を行う件
- 福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件

- 福島県知事選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 福島県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づく福島県知事選挙を次により行う。

平成二十二年十月十四日

選挙の期日 平成二十二年十月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

### 福島県選挙管理委員会告示第六十九号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十二年十月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

### 一 選挙長

本宮市新井字新介二十九番地 菊地 俊彦

### 二 選挙長の職務を代理すべき者

福島市大森字高畑三十六番地の三 玉井 章

### 福島県選挙管理委員会告示第七十号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成二十二年十月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

### 一 選挙長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

### 二 立候補の届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎五階正庁

### 福島県選挙管理委員会告示第七十一号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

平成二十二年十月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

### 一 届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出

3 報酬の支給を受けることができる者の届出

### 二 届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

### 福島県選挙管理委員会告示第七十二号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

平成二十二年十月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階第二特別委員会室

二 日時 平成二十二年十一月二日午後二時

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十二年十月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 日時 平成二十二年十月十四日午後六時

二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十二年十月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 日時 平成二十二年十月十五日午後六時

二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室